

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例の一部改正について

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例（平成15年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第2項第2号中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項及び第6項」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第5項」に、「及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を「及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、「並びに第41条の19の5第1項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表備考第2項第2号の改正規定（「及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を「及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める部分に限る。） 平成26年4月1日
- (2) 別表の改正規定（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分に限る。) 平成26年10月1日

(提出理由)

所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)の施行による租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正等に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。